

特定事業所集中減算の取扱いについて

平成 30 年 8 月 31 日決裁

1 判定期間と減算適用期間

- (1) 毎年度 2 回、次の判定期間内に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところにより、当該事業所が減算適用期間内に実施する全ての居宅介護支援について減算を適用する。
 - ① 判定期間が前期（3 月 1 日から 8 月末日）の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、平成 30 年度については、前期の期間を 4 月 1 日から 8 月末日とする。
 - ② 判定期間が後期（9 月 1 日から 2 月末日）の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。
- (2) 以下に該当する事業所については、判定期間を満了しないことから当該期間については減算の判定対象事業所から除外する。
 - ① 判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所
 - ② 判定期間中に休止又は廃止をした居宅介護支援事業所

2 判定方法

- (1) 居宅介護支援事業所ごとに、当該事業所において判定期間内に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかのサービスにおいてその割合が 80%を超えた場合に減算する。
- (2) 具体的な計算式
居宅介護支援事業所ごとに、次の計算式により計算し、居宅サービスに位置づけたいずれかのサービスの値が 80%を超えた場合に減算。

$$\text{例} \quad \frac{\text{訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数}}$$

3 算定手続

判定期間が前期の場合については 9 月 15 日までに、判定期間が後期の場合については 3 月 15 日までに、全ての居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算判定様式により算定し、算定の結果正当な理由がなく上記 2 (1) に規定する割合が 80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用することとし、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に当該書類を添付して市長に提出すること。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は各事業所において 2 年間保存すること。

4 正当な理由の範囲

- (1) 上記3で判定した割合が80%を超えた場合に、80%を超えたことについて正当な理由がある場合には、特定事業所集中減算判定様式にその理由を具体的に記載し、上記3に規定する期限までに市長に提出すること。なお、市長が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。
- (2) 上記(1)の正当な理由として認められることができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、市が個別に判断するものとする。

また、その他の第三者に対し説明可能な特殊事情がある場合についても個別に判断するものとする。

- ① 当該居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に各サービスごとでみた場合に当該サービスを提供している事業所が5事業所未満である場合。
- ② 特別地域加算を算定している居宅介護支援事業所である場合。
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより特定の事業所に集中した場合。

例 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書(以下「理由書」という。)の提出を受けて、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画及び理由書を提出し、支援内容及び事業所選定の妥当性について意見又は助言を受けてその選定が適切と判断されたものがある場合、当該計画件数を除外して計算する。

- ⑥ 市町村に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービスごとでみた場合に1法人であって、かつ、当該法人が紹介率最高法人である場合に、その市町村に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるとき又は、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。なお、平成16年11月1日以降に合併した市町村については、当分の間、合併前の旧市町村単位で上記条件を満たせば足りるものとする。
- ⑦ 通所サービスについて、居宅から路程で3キロメートル以内に紹介率最高法人による居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行った場合に、当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるとき又は、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。この場合において、通所サービスとは、通所介護、地域密着型通所介護をいう。(⑩において同じ。)
- ⑧ 割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。
- ⑨ 訪問介護における移送サービス(通院介助、通院等乗降介助等)を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位1品目の貸与価格が居宅介護支援事業

所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。

- ⑩ 年中無休 365 日営業している通所サービス事業所である場合。
- ⑪ 判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由の②④⑥⑦に該当することとなるとき。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を理由に明記すること。
- ⑫ 東日本大震災（長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。）の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、80%以下となる場合。
- ⑬ 利用者の居住する地域において、各サービス毎にサービスを提供している事業所が 1 事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が 80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が 10 件以下になるとき。